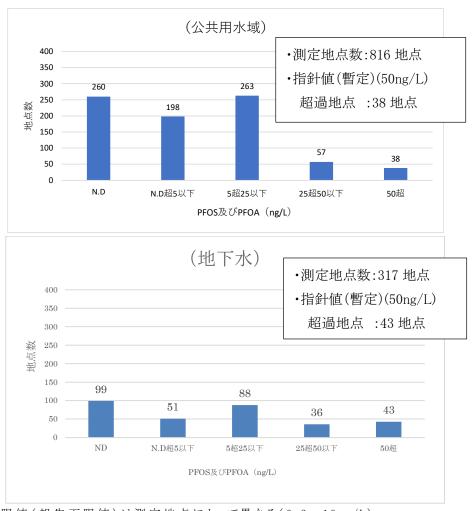
# PFOS 及び PFOA 等に関する検討について(水環境関係)

### 1. 公共用水域・地下水の常時監視結果

令和3年度に都道府県等が実施した公共用水域・地下水質測定結果(常時監視結果)から、PFOS 及び PFOA の検出状況の収集及び集計を行った結果を図 1 に示す。

これらの指針値(暫定)を超過した地点については、指針値(暫定)を超過した水が飲用に供されないよう、都道府県等において必要に応じ、当該井戸の所有者等に対して指導・助言等を行うなど「PFOS 及び PFOA の対応の手引き」(令和2年6月)に基づき対応されている。



注1:定量下限値(報告下限値)は測定地点によって異なる(0.3~10ng/L)。

注2:同一地点において複数検体測定している場合は平均値を採用。

図 1 公共用水域等における PFOS 及び PFOA の検出状況(令和3年度)

#### 2. 化学物質環境実態調査結果

環境省の化学物質環境実態調査(黒本調査)においては、水質の PFOS 及び PFOA 濃度を測定しており、概ね、検出率が経年的に減少していることが統計的に有意と判定され、濃度の減少傾向が示唆されている。

## (1) 令和3年度の水質における検出状況

表 1 水質における検出状況(令和3年度化学物質環境実態調査結果)

	水質(pg/L)			
調査対象物質	範囲 (検出頻度)	平均値		
ペルフルオロオクタンスル ホン酸(PFOS)	tr(30)~3,700 (47/47)	330		
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	230~23,000 (47/47)	1,100		

## (2)平成21年度~令和3年度における経年分析結果

表 2 平成 21 年度から 令和 3 年度における経年分析結果(水質)

<b>泗木牡舟 粉</b> 斦	水質				
調査対象物質		河川域	湖沼域	河口域	海域
ペルフルオロオクタンス	,		\	_	_
ルホン酸 (PFOS)	×	_	×	_	_
ペルフルオロオクタン酸	`	\	\	_	_
(PFOA)	Ä	Я	Я	Я	_

注1:経年分析は、単回帰分析等の統計学的手法を用いて実施した。手法の詳細は、「令和4年度版化学物質と環境」の 194~196 ページ及び 439 ページ~442 ページを参照。

注2:表中で用いた記号はそれぞれ次の内容を意味する。

→ : 経年的な濃度の減少傾向が統計的に有意と判定されたもの

- : 経年的な濃度の減少傾向(又は増加傾向)が統計的に有意であるとは判定されないもの

出典:環境省 化学物質と環境(http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/)

表 3 公共用水域等における PFOS 及び PFOA の検出状況 (平成 21 年度~令和3年度化学物質環境実態調査(モニタリング調査))

年度	測定地点数	検出地点数	指針値(暫定)(50ng/L)の超過 状況 超過地点数	濃度範囲 (ng/L)
2009 (H21)	49	49	0	0.33~37
2010 (H22)	49	49	1	0.22~240
2011 (H23)	49	49	1	0.48~60
2012 (H24)	48	48	0	0.35~30
2014 (H26)	48	48	0	0.14~30
2015 (H27)	48	48	0	0.57 <b>~</b> 21
2016 (H28)	48	48	0	0.26 <b>~</b> 27
2018 (H30)	47	47	0	0.16~31
2019 (R1)	48	48	0	0.17~14
2020 (R2)	46	46	0	0.27 <b>~</b> 18
2021 (R3)	47	47	0	0.29~26

注1:定量下限値 PFOS 0.029~0.08ng/L、PFOA 0.05~0.17ng/L 検出下限値(報告下限値) PFOS 0.011~0.03ng/L、PFOA 0.02~0.055ng/L (年度により異なる)

出典:環境省 化学物質と環境 (http://www.env.go.jp/chemi/kurohon/)

注2:調査結果は有効桁数2桁で処理した値を掲載しているため、「PFOS+PFOA」の値は必ずしも「PFOS」及び「PFOA」の結果の合算値とは一致しない。

#### 3. 今後の対応

PFOS 及び PFOA については、諸外国の動向及び内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえて、引き続き本検討会・専門家会議で PFOS 及び PFOA の取扱いについて検討する。

PFHxS 及びその他の PFAS については、「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」が昨年 7 月にとりまとめた「PFAS に関する今後の対応の方向性」 資料1参考6 を踏まえながら検討していく $^1$ 。

 $^1$  環境省では「PFAS に関する今後の対応の方向性」を踏まえ、「PFAS に関する総合研究」の公募を行った(資料 1 参考 9)。